

## 狭あい道路拡幅整備事業の創設で良好な居住環境・防災力を確保

袋井市では、平成29年7月に「袋井市防災都市づくり計画」を策定するにあたり、建物倒壊や道路閉塞などのリスクから都市防災上の脆弱性を評価したところ、狭あい道路が多く存在する旧来からの市街地や津波避難困難地域などでは、建物倒壊による道路閉塞により避難、救援が遅れるなどの課題が明確となりました。

また、建築基準法では、幅員4m未満の道路(狭あい道路)に接する敷地に建物を建築する際は、将来的に4mの道路幅員が確保できるよう道路後退義務が課せられていますが、後退用地の所有権は個人のままであり、管理も個人に任されているため、道路機能が十分に確保されていない箇所が存在しています。

こうしたことから、「狭あい道路拡幅整備事業」を創設し、災害時における避難困難や緊急車両等の進入が阻害されるリスクが高い地域を対象に、狭あい道路の拡幅整備を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。

### 1 事業の概要

- (1) 狭あい道路に接する敷地で建築物を建築する際などに「事前相談」を制度化
  - ・ 後退用地の管理方法など、建築主等の責務について指導
  - ・ 市へ後退用地の寄附を促し、道路用地として適正に管理
- (2) 建物倒壊、道路閉塞、延焼火災のリスクが特に高い地域などを「重点地域」に指定
  - ・ **重点地域で後退用地を市へ寄附する場合**
    - ◎寄附地の分筆に必要な測量調査の一部と所有権移転登記を**市が実施**
    - ◎寄附を受納した後退用地の拡幅整備を**市が実施**

### 2 重点地域

- (1) 袋井市防災都市づくり計画における総合的な災害リスク評価値4又は5の地域
- (2) 津波避難困難地域  
**路線数：96 路線**  
**(路線延長 約 7.2 km)**

### 3 スケジュール

平成 30 年 4 月  
…市民への周知

平成 30 年 7 月  
…事業開始



